

『後鑑』所載「南都一乘院文書」について

末柄 豊

(一)

『後鑑』¹義澄將軍記十二・永正元年（一五〇四）七月是月条には、「細川政元家
人等進²申文²」という綱文が立てられ、「南都一乘院文書」を出典名に掲げて、
以下のような文書が収められている。

被定置御方条々儀、以御一書被仰出候、畏入存候、此内新関之事、重而可得
御意候、丹波口・摂津口事者、守護代共可注申候、其外当国所々儀者、被
相定奉行入、可被仰付之由、可預御披露候、恐惶謹言、

七月四日

長塩備前守元親

秋庭越³中守元重

薬師寺与一元一

安富筑後守元家

内藤備前守元貞

香川五郎次郎満景

上野三郎政益

岩栖院御報

この細川京兆家評定衆連署状について、峰岸純夫は、『政基公旅引付』文亀元
年（一五〇二）八月二十二日条に書きとめられてある、同年六月（実は閏六月）³制
定の細川政元定書の第五条に新関の停止が命じられていることに関連するもの
であり、文亀元年のものと見るべきだと指摘している。確かに、文亀三年五月の
時点で治部少輔の官途を有することの確認される上野政益が、三郎と署名して

いる点からも、永正元年の文書と考えることはできない。峰岸が指摘するとお
り、文亀元年のものとして見てよからう。

では、『後鑑』の編者である江戸幕府の奥儒者成島良諒が、この無年記の文書
を永正元年のものとして掲載したのは、どのような理由によるのであろうか。な
にひとつ関連記事を収めておらず、『後鑑』を眺めているだけでは、年代を比定
した根拠について、まったく見当がつかない。

(二)

宛所に見える岩栖院⁶は、南禅寺の塔頭で、細川満元の猶子希世靈彦の創建に
かかる。そして、その名も満元の法号に由来している。応仁・文明の乱中に兵
火に遭って焼失したものの、間もなく塔主靈彦が細川勝元の助力によって再興
しており、細川京兆家とは縁由浅からぬところであった。しかし、用件の披露を
求められていることからすれば、ここでは名目上の宛所というに過ぎまい。

細川京兆家評定衆の一同が、「被定置御方条々儀」つまり定書のうちの一ヶ条
について、重ねて「御意」を得ようとする相手は、定書を「被仰出」た本人以外
にはありえない。定書の制定者は細川政元その人であり、この連署状は政元に
宛てたものだということになる。ときの岩栖院塔主南陽智鳳は、靈彦の法嗣に
して細川勝元の猶子でもあった。このころ隠遁の姿勢を見せていた政元に取次
ぎを行う人物として、まことにふさわしい。つまり、この連署状は、細川京兆
家評定衆が同家ゆかりの南禅寺岩栖院の塔主南陽智鳳を通じて政元に上申した
ものであった。良諒が『後鑑』の綱文において提示した理解は、きわめて正鵠

を射たものなのである。

細川政元に宛てた文書であるから、原文書が興福寺一乗院門跡に残っていたとは考えにくい。定書は細川京兆家の家法であったが、書写されて外部に出たことは、『政基公旅引付』にそれが書きとめられていることから明らかである。⁸⁾ 連署状は、定書が制定されてから約一ヶ月後に出された施行の実際に関連する文書であり、定書と一緒に写されて流布したと考えられる。そして、江戸時代に行ったとしても、一乗院にその写しが残されていたのであろう。とすれば、良讓が永正元年のものだという誤った判断を下した理由は、その写しの存在形態と密接な関係があったに違いない。

この点については、佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』四の補註が参考になる。同書は、『政基公旅引付』所載のもの(二二五号)のほか、『文龜御禁制条目』という書名で伝わるいま一本の細川政元定書の案文(二二六号)を収めている。そして、補註において、『文龜年中記写』永正元年閏三月条のなかにもこの定書が載せられ、その直後にさきの連署状が収められていることを、設楽薫の示教によって紹介する。そのうえで、『後鑑』がこの連署状を永正元年に配したのは、『文龜年中記写』がこれを永正元年閏三月条に収めたことに由来するだろうという推測を述べているのである。

『文龜年中記写』⁹⁾は、国立公文書館内閣文庫に所蔵される興福寺大乗院門跡の旧蔵本のうちの一冊である。その記事は、文龜元年六月八日から永正二年正月十三日までの約三年半にわたっている。記主は、妙音院舜実房朝乗¹⁰⁾という同寺の学侶で、明応七年(一四九八)から永正五年までは五師の任にあつた。¹¹⁾ 原表紙の中央に「文龜年中記写」と書かれた題簽が貼付され、左下に打付書で「経尋御筆」と記される。ただし、「経尋御筆」の文字の上には墨が塗られてある。書風などからみても、十六世紀前半の同院門主であつた経尋の書写にかかるものではなく、江戸時代の書写になるものと判断される。また、本文初行には「文龜元年¹²⁾辛酉六月私引付」とあり、引付と称すべきことが知られる。つまり、『文龜年中記写』とは、興福寺五師朝乗の記した文龜年間を中心とする時期の引付を

江戸時代に書写したものだということになる。

そして、この『文龜年中記写』の永正元年閏三月条に、何の説明も関連記事もなく、まったく唐突に、年月日を欠いた細川政元定書とさきの連署状とが並べて収められているのである。¹³⁾ 『中世法制史料集』四の補註のいうとおり、『後鑑』が連署状を永正元年のものとするのは、ここに由来するのではないかと思われる。ただし、この『文龜年中記写』は大乗院の旧蔵本であり、『後鑑』の記事自体は、一乗院に所蔵されていた同じ記録の別の写本(もしくは原本)に由来すると考えなければならぬ。『後鑑』に「南都一乗院文書」として引かれるものはこの一通しかなく、良讓は、一乗院所蔵文書ないしはその写しをまとめて披見する便宜は有していなかったと思われる。とすれば、記録から引載されたというのは、いかにもありそうなことなのである。

しかし、ここで疑問がわいてくる。連署状は『文龜年中記写』において永正元年の記事のうちに収められてはいるものの、七月四日付のものが閏三月条に載せられているのである。この文書の性格を正しく理解した良讓ほどの人物が、これを見て永正元年の文書だと判断したであろうか。さらに、その直前に掲載されている定書と一具だということが明白であるにもかかわらず、連署状だけを引載したのはなぜだろうか。以上のふたつの疑問を勘案すれば、良讓の見た本が『文龜年中記写』と同じ構成を持つものであつたと考えることは困難である。

(三)

良讓が利用した書物としては、幕府の紅葉山文庫や昌平坂学問所の蔵書のほか、和学講談所のものがあつた。¹⁴⁾ そこで、同所の編纂にかかると『武家名目抄』を繰ってみた。すると、職名部五上・評定衆の項に次のような記事を見出すことができた。

南都一乗院所蔵文龜四年記云、当時京兆評定衆、上野治部少輔、秋庭備中守、安富又三郎、薬師寺与一、同与次、内藤備前守、寺町太郎左衛門、同石見守、按此一条は京都管領細川家の評定衆なり。

この細川京兆評定衆の交名は、一乗院所蔵の「文龜四年記」という記録から

収録したものだという。文亀四年は、二月三十日に改元されて永正元年となる。そして、『文亀年中記写』永正元年卯月条につきのような記事が載せられている。

一当時京兆評定衆、

上野治部少輔殿 (元重) 秋庭備中守

安富又三郎 (元佐) 薬師寺与一 (長忠) 同与次

内藤備前守 (元直) 寺町太郎左衛門

同石見守 (通隆) 長塩備前守 (元親)

以上

子又三郎、是毛与次之弟也、養子也、此弟八介川養子也。

『武家名目抄』の記載の末尾にある割註は、同書の編者が加えた按文なので、『文亀年中記写』に見えないのは当然である。すると、『文亀年中記写』が上野治部少輔に殿の文字を付けているのに『武家名目抄』がこれを付けていないことと、『文亀年中記写』の載せる寺町石見守に付された割註および長塩備前守の名を『武家名目抄』が欠いていること、以上の二点が両者の相違ということになる。これらは、『武家名目抄』の誤脱であろう。そのほかは、劈頭の「当時京兆評定衆」の語をはじめ、両者の記述は一致している。したがって、『武家名目抄』の編者が利用した「一乘院所蔵文亀四年記」とは、『文亀年中記写』と同一の内容を有する記録から文亀四年（永正元年）の一年間分だけを抄出したものだと考えることができそうである。

しかし、良譲の見た本がそのようなものであったとすると、再び同じ疑問が頭をもたげてくる。つまり、一年間の分すべてを書き抜いてあれば、連署状は永正元年のものとは比定されず、さらに定書ともども載せられたに違いないということである。いま一つ気にかかるのは、『武家名目抄』が単に「文亀四年記」といわず、「一乘院所蔵文亀四年記」と呼称する点である。同書において出典書名中に所蔵の文字が用いられているのは文書に限られ、記録ではこのほか見当たらない。文書も、例えば「土佐国高岡郡津野山民家所蔵文書」などと見えるが、和学講談所で土佐国の文書採訪を行なったわけではなく、『土佐国蠹簡集』からの孫引きだと判断されるものである。

とすれば、和学講談所に架蔵されていたのは、「文亀四年記」という書物それ自体ではなく、同書の抄出を載せた別の書物であった可能性が高い。つまり、『後鑑』所載「一乘院文書」および『武家名目抄』所引「一乘院所蔵文亀四年記」と、興福寺一乘院に所蔵されていた『文亀年中記写』の別の写本とのあいだには、なかだちとなる書物があつたということである。そしてその書物は、細川京兆家評定衆連署状を載せるが、細川政元定書を載せず、そのうえ京兆家評定衆の交名を載せるものでなくてはならない。しかも、和学講談所に架蔵されていたと考え得るものである。

この条件と見事に合致する書物が存在する。『南行雑録』¹⁵がそれである。『後鑑』が同書を利用していることは、その書名での引載が五箇所あること¹⁶によって確かめられる。そして、『南行雑録』第一冊のうちには、以下のような記載を見出すことができる。

被定置御方条之儀、以御一書被仰出候、畏入存候、此内新聞之事、重而可得御意候、丹波口・摂津口事者、守護代共可注申候、其外当国所々儀者、被相定奉行人、可被仰付之由、可預御披露候、恐惶謹言、

七月四日

長塩備前守 元親

秋庭越中守 元重

薬師寺与一 元一

安富筑後守 元家

内藤備前守 元貞

香川五郎次郎 満景

上野三郎 政益

岩栖院御報

当時京兆評定衆文亀四年ノ記

上野治部少輔 秋庭備中守 安富又三郎 薬師寺与一 (併) 同与次 内藤備前守

寺町太郎左衛門 同石見守 子又三郎、是毛与次ノ弟也、養子歟、此弟八介川ノ養子也、

右蔵在南都一乘院文庫、

『武家名目抄』に見える「一乗院所蔵文龜四年記」という書名の由来はここに明らかとなる。細川京兆家評定衆の交名のうち、寺町石見守に付された割註こそ残っているものの、長塩備前守の名はすでに書き漏らされている。『武家名目抄』に載せる交名は、ここから採られたと見て間違いない。この記事だけを見たならば、直前に載せられた連署状についても、文龜四年（永正元年）のものだと解釈してしまうのは無理からぬところがある。そのため、「南都一乗院文書」の名で『後鑑』永正元年七月是月条に載せられることになったのだろう。

(四)

『南行雜録』は、水戸藩彰考館の史官佐々宗房（宗清）が延宝八年（一六八〇）および翌天和元年に近畿地方で採訪した成果をまとめた史料集である。¹⁷ 宗房が延宝八年に興福寺・春日社等で行なった採訪活動の報告書「上方御用之覚書」¹⁸には、つぎのように見える。

上方御用之覚書

一 於南都一乗院、御門主事（入道眞教親王）之外御懇意ニ而、御文庫之内書籍之事ハ不申及、反古之入申候箱三十余合御取出シ被成、拙者心に任せさがし申様ニと被仰付、
長く吟味仕、御用ニ入申事写取申候、品々左ニ書付申候事、

(コノ間、三箇条略ス)

一 興福寺ニ長実房英俊と申名僧記ミ申候、日次六十冊有之候、此内御用ニ入申分書拔仕候、上代之事ハ無之候、永正已後の事ニ而御座候、其内永正二年細川政元之家臣沢藏軒（赤沢朝経）と申者和州一國攻取申候事、委細ニ有之候、余の記録にも少ハ書申候へとも、沢藏軒事、右之日次程委細成ハ無御座候事、

(コノ間、一箇条略ス)

一 右之外記録多く有之候へとも、皆々興福寺・春日社之事のミニ而、御用ニ入申事無之候、故拔書不仕候、反故之内ニ而古人の姓名等しれ申候事ハ不可枚挙候事、

一一 乗院御門主御坊官二条寺主（兼徳）と申仁、世間流布之劍卷之古本所持申候、外題二平家物語劍之巻と有之候、是を以考へ申に、古本ノ太平記ニハ劍之巻

無之候、近来板行の本ニ添へ申候、（下略）

(コノ間、三箇条略ス)

一 南都大乘院御門主（信徳）ニ旧記多く御座候由、南都僧衆物語被申候、一乗院御門主とハ表むき計ニ而、御心安無御座候故ニ、仰入候事難被成との御事ニ御座候、幸今度鷹司大将殿御下向ニ候、大将殿御叔父之事ニ御座候間、於其御地広庭中務（祐基）などへよく被仰含、大将殿御頼被成、関白殿（兼房徳）より大乘院殿へ被仰遣候様ニ候ハ、事調可申と存候、大乘院殿へも御出入申、両御門主御懇意ニ候へハ、春日之記録之事も、弥事調よく可有御座と奉存候事、右之条々、以御次宜被達御耳可被下候、以上、

佐々介三郎 宗清（花押影）

延宝八年 八月朔日

史館御衆中様几下

彰考館本『興福寺英俊法印日記』¹⁹の奥書には「右、興福寺英俊法印日記、延宝庚申歳、以南都興福寺多聞院家蔵本写之、水戸彰考館」とあって、延宝庚申つまり同八年に書写されたことが知られ、この報告書の内容に対応する。採訪の主眼は、南朝関係史料にあつたと思われるが、赤沢朝経（宗益）の大和侵攻の記載が詳しいことを理由に『多聞院日記』の永正年中分を書写しており、武家関係の記事に対する関心が南北朝時代に限られなかったことがわかる。さらに「反故之内ニ而古人の姓名等しれ申候事」とあり、人名を多く含む記事に関心を有していたことも知られる。『南行雜録』が細川京兆家評定衆連署状および細川京兆家評定衆の交名を載せ、細川政元定書を収録していないことは、この関心のあり方と合致する。

ここまでの検討から、件の連署状および交名は、延宝八年に一乗院に所蔵されていた『文龜年中記写』の別の写本から写し取られたものと考えてよからう。ただし、「文龜四年ノ記」という呼称は便宜的なものだと思われるから、一乗院にあつた記録にいかなる書名が付されていたのか、あるいはいなかったのかは知り得ない。

(五)

以上、些末な問題について長々と考証を重ねることとなったが、『後鑑』所載「南都一乗院文書」の来歴を検討してみた。その結果、一乗院にあった『文龜年中記写』の別の写本から延宝八年に写し取られたものが『南行雑録』に載せられ、そこから『後鑑』に採用されたことが明らかになった。

この文書の出所『文龜年中記写』の記主舜実房朝乗は、興福寺の五師の任にあった。したがって、同記の記事の過半は、興福寺内部にかかわるものである。しかし、この時期、細川政元の被官赤沢朝経が大和に侵攻を繰り返していたため、朝乗は細川京兆家の動静に強い関心を寄せていた。それゆえ、同家に関する情報をきわめて豊富に載せることになり、同時代の他の記録に見えない記事も多い。細川政元定書および京兆家評定衆連署状を書き留めたのも、この関心の表れであろう。また、文龜元年六月条には、建武二年(一三三五)および同三年に足利尊氏が興福寺に宛てた願書と書状とを載せ、ついで、『太平記』に拠って尊氏が九州から上洛する過程を記述している。この時代の貴族たちと同じく、興福寺の僧侶も『太平記』を南北朝時代の歴史書として利用していたことが知られ、『太平記』享受の史料としてもすこぶる興味深い。そのほかにも広範な分野の研究において利用が期待できる。考証の末尾に附言して、注意を喚起するのである。

〔註〕

- (1) 『新訂増補国史大系』三七七による。
- (2) 峰岸純夫「大名領国と本願寺教団」とくに畿内を中心に(同編『本願寺・一向一揆の研究』(吉川弘文館、一九八四年)所収、初出は一九七四年)。
- (3) 『政基公旅引付』文龜元年八月二十二日条に載せる定書は六月日付であるが、『後慈眼院殿雑筆』二(『文龜元年七月〜九月』(『図書寮叢刊 九条家歴史記録』三所収)に所載する、九条尚経が家領和泉日根荘に居住していた父政基に宛てたと思われる書状の案に、「一就其方之御儀、種々加了簡子細とも多候、雖然京兆者一向未聞諸公事候、猶々結句間六月四日新五ヶ条を置而、此旨を守て聡もしに本と沙汰而、安筑に悉

皆之儀申沙汰候へと、老衆五人を召付て、固仰付候之間、諸人悉令領掌、(下略)」と見えている。京都にあった尚経は、日根荘に対する和泉上守護家の押妨について、その本宗たる細川京兆家に訴えることで事態の改善をはかろうとしていた。しかし、細川政元はまったく政務をみず、訴訟は少しも進展しない。そして、閏六月四日、政元は五ヶ条の条目を制定し、これを遵守して養子聡明丸(のちの澄之、九条政基実子)を守り立て、政務は安富元家が代行するようにと、重臣五人を召して命じたというのである。政基に定書の写しを送ったのは尚経であるから、写しの作成過程または政基が書写する過程で、閏の文字が写し漏らされたと考えることができよう。なお、閏六月日付の正しいことは、東京大学法学部法制史資料室に『文龜御禁制条目』の名で所蔵されるこの定書の写本(『中世法制史料集』四、一二六号)が閏六月日付であることによっても証される。

- (4) 『後法興院記』(続史料大成および陽明叢書による)文龜三年五月二十一日条。『不問物語』(和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」『跡見学園女子大学紀要』一六号、一九八三年)による。七・政元養子之事も参照。
 - (5) 『後鑑』およびその編者成島良諫については、羽下徳彦「後鑑」(坂本太郎・黒板伸夫編『国史大系書目解題』上(吉川弘文館、一九七一年)所収、のち同『中世日本の政治と史料』(吉川弘文館、一九九五年)に再録されたが、表I『後鑑』引用書目一覧および表II『後鑑』引用古文書一覧は省かれている)を参照。
 - (6) 桜井景雄『南禅寺史』上(思文閣出版、一九七七年)三七九〜三八〇頁。
 - (7) 玉村竹二『五山禅僧伝集成』(講談社、一九八三年)「南陽智鳳」の項。
 - (8) 桜井英治は「所質考」(同『日本中世の経済構造』(岩波書店、一九九六年)所収、初出は一九九五年)の「補註」において、同式条は京兆家内部の法令であったため、外部には転写を重ねた粗悪なテキストしか流布し得なかったことを指摘している。
 - (9) 東京大学史料編纂所(以下、史料編纂所と略す)架蔵写真真帳『大乘院文書』一一四による。
 - (10) 『文龜年中記写』は、ほかの者を坊号で呼称するときも、自らについては諱で表記することなどにより、記主の舜実房朝乗であることがわかる。永正元年四月条に、同月下旬に春日社境内の西屋に参籠した際、同年正月十六日に死去した同社権神主西師淳の書写にかかる書物を披見し、その行状に思いを馳せた識語を書き付け、「葱若朝乗五十六才」という署名を残している。ここから、宝徳元年(一四四九)の生まれであったことが知られる。
- なお、朝乗を記主とする記録は、『文龜年中記写』のほかに以下の二つが確認される。

一つは、興福寺現蔵『雑々不忘抄』(二四函六号、奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』一「法蔵館、一九八六年」参照。史料編纂所架蔵写真帳『興福寺史料』四九による)である。同書は延徳二年四月から明応元年十二月までの約二年八カ月間の記録で、享保十年(一七二五)五月、大乘院の寺侍桐山正延が、専当宗学の所持していた朝乗自筆本を以て書写した旨の奥書がある(正延については、永島福太郎「奈良の皇年代記について」『日本歴史』一三八号、一九五九年)を参照。

現在の表紙には「妙音院朝乗五師日並蓮成院、写し取られた原表紙に「延徳三年庚卯月日／同三年、^辛同四年、^辛明応元、^亥雑々不忘抄／朝乗」とある。蓮成院とあることから、通常『蓮成院記録』(『多聞院日記』五(増補続史料大成四二)附録)の第一冊として知られている。

いま一つは、内閣文庫所蔵大乘院本『別会付五師方引付』(史料編纂所架蔵写真帳による)である。巻頭には「別会付五師方引付 朝乗五師私日記写之」と記されており、他者による転写本であることは知られるが、奥書などは存在しない。『文龜年中記写』の巻頭にも「文龜元年^西六月 私引付」とあるので、朝乗が私的に書いた引付という性格は両者に共通する。その記事は、明応九年(一五〇〇)二月二十三日から始まり、翌文龜元年の十月十六日に及んでいる。『文龜年中記写』は文龜元年六月八日に始まっているから、両者には重複期間が存在することになる。これはいかなる理由によるものであろうか。

『別会付五師方引付』の名が示すとおり、朝乗は明応九年二月二十四日から一年間、別会五師の任にあった。同記の冒頭には、時の興福寺別当修南院光慶の意を奉じて朝乗を別会五師になす旨を告知する出世奉行盛円の奉書が載せられている。つまり、「別会付五師方引付」とは、対象を別会五師在任期間に限った朝乗の引付なのである。はたして、別会を辞した明応十年二月十七日(同月二十九日に文龜と改元)以後の記載は、新別会五師陽禪房守弘への引継ぎおよび先別会としての残務処理に限られており、分量も著しく減少する。したがって、朝乗の別会辞任から『文龜年中記写』の始まる六月八日に至る四ヶ月弱について、別会の職に関係しない事項は記載されていないことになる。しかし、朝乗はこの期間について別に記録をものして見たと見るべき証左がある。

明応末年から始まった赤沢朝経の大和侵攻を停止すべく、興福寺は幕府に訴訟し、明応十年二月二十八日から六月八日まで春日社神木の遷座を行なった。『文龜年中記写』は、この神木帰座についての記述から始まるが、帰座に際しての惣寺僉議のあり

ようについて、「其式如御動座之時、上帖ニ注之」という記載がある。神木動座のあった二月二十八日は別会引継ぎ以後のことに属し、『別会付五師方引付』には見えていない。とすれば、「上帖」にあたる引付一冊が別に存在し、少なくとも二月十七日から六月八日までの期間を覆っていたと考えざるを得ない。なお『別会付五師方引付』と『文龜年中記写』はともに大乘院旧蔵の写本ながら、筆跡や法量を異にしており、直接のツレではなさそうである。

このように同じく朝乗の手になる記録でありながら、『雑々不忘抄』・『別会付五師方引付』・『文龜年中記写』の三書はまったく個別に書写されており、一連の記録として把握されていない。『別会付五師方引付』が別会在任期間のみを対象とする記録であることから窺えるように、三書の区分は朝乗自身が筆記した冊子としてのまとまりに由来するものなのであろう。

(11) 『大乘院寺社雑事記』(続史料大成による) 明応七年六月八日条に、朝乗が五師新任の参賀のため大乘院尋尊のもとに赴いたことが記され、内閣文庫所蔵大乘院本『永正元年記』(永正元年から同七年にわたる東院兼継(当時興福寺権別当)の記録、史料編纂所架蔵写真帳による) 永正五年十二月十九日条に、朝乗の辞退にもない五師となつた行賢房隆俊が、参賀のため兼継のもとを訪れたことが見えている。

(12) なぜ定書および連署状がここに筆写されたかについては成案がない。『文龜年中記写』は抄出されたものではないから、たまたまこの月に両通の写しを入手あるいは披見した記主朝乗が書き留めたと考えておくよりほかあるまい。

(13) 羽下前掲「後鑑」。

(14) 『改訂増補故実叢書』一による。

(15) 東京大学総合図書館所蔵南葵文庫本による。史料編纂所架蔵謄写本も参照。

(16) 義政將軍記・寛正三年三月二十一日条(③三〇五)、同前・同四年正月二十八日条(③三二一)、義昭將軍記・天正元年十二月条(④八八八)、同前・同四年条(④八八九)、同前・慶長十年十月十七日条(④八九一)。

(17) 但野正弘「新版佐々介三郎宗淳」(水戸史学会、一九八八年)。佐々宗淳の近畿地方における史料探訪活動および『南行雑録』の編集については、相田二郎「江戸時代における古文書の探訪と編纂」(同著作集三『古文書と郷土史研究』(名著出版、一九七八年)所収、初出は一九三九年)、増村宏「唐の玄宗の詩「送日本使」について―関係文献とその理解―」(『鹿兒島経大論集』二〇巻四号・二一巻二号、一九八〇年)も参照。

(18) 京都大学附属図書館所蔵『大日本史編纂記録』一三三二(原題「往復書案 佐々一

所載（延宝八年）八月朔日付佐々宗清上方御用之覚書。史料編纂所架蔵写真帳『大日本史編纂記録』七八による。

(19) 『改定史籍集覽』一二による。なお、彰考館本『興福寺英俊法印日記』は、『多聞院日記』のうち卷三・永正二〜四年記を写したものであるが、これが多聞院長実房英俊の日記ではなく、延堯房賢清の日記であることは、毛利一憲「多聞院日記卷三の筆者について」（日本古文书学会第一二回学術大会発表要旨、『古文书研究』一六号、一九八一年）を参照。

(20) たとえば、文亀三年八月条に「一、去朔日於兵庫、（備前元）京兆下知而高橋三郎左衛門生書、仍安富ハ此事令述懷通世云々、高橋生害之題目篇々也、慥ニ不聞、三日沢蔵ハ兵庫へ罷下畢、安富ハ明年甲子六月被召返、七月末比於京令死去」とある。細川政元が高橋光正を自害させたことを悲嘆して通世した安富元家が、翌永正元年六月に召還されたものの、七月に死去したというのである。政元が光正を切腹させたことは、『鹿苑日録』文亀三年八月一日条、『後法興院記』同月二日条、『東寺過去帳』（史料編纂所架蔵謄写本による）などに見えるが、元家の隠遁から死去にいたる過程を記すものはない。あたらない。元家の死亡時期についても、これ以外では『頭人御加引付』永正元年十一月十七日条（『室町幕府引付史料集成』下、一六三頁）に「対安富筑後々家借錢拾貫文事」とあることから永正元年十一月以前と推定するくらいしか手掛かりがない。『文亀年中記写』の有用な所以である。なお、この記事のうち元家の召喚および死亡にかかる部分は、もともと行間に補筆されてあったものが書写の過程で地の文となったものだと考えられる。

(21) 参考のため、当該部分を引用しておく。

一 等持寺殿從西国御上洛之時、当社御願書并牒狀之写、
敬白

興福寺造営事

右、当寺回祿以後功不成、欲遂營作之処、天下騒乱、万民不安、冥頭加擁護、速属静穩者、致營作可専崇敬之状如件、

建武二年十二月十八日

從一位行左兵衛督源（源賴朝）一（源賴朝）一（源賴朝）一
敬白

南都興福寺者、文治右幕下之時、帰依超他、旧好異余、然間（源賴朝）尊氏為彼一流之家替、所存無式之仰信也、爰新田右衛門佐義貞、挿鼻惡之思、率烏合之衆、発向関東之

間、致防戦之刻日、海道令没落畢、為追伐所令上洛也、満寺被一揆、衆徒令同心可合力歟、凡当寺之躰、以誠信為心、以守約為徳之間、深所憑頼貞也、鼻貞若不空者、専一寺之仏法、可倍五所之神威、書不尽言、委細讓專使之口状畢、恐々謹言、
建武三年正月四日
源朝臣（源賴朝）一（源賴朝）一（源賴朝）一
御判

一 太平記云、尊氏卿ハ、

建武三年四月廿六日、太宰府を打立て、同廿八日、順風二纜を解しかハ、五月朔日、安芸厳島江船を寄られて、三日参籠し給ふ、其結願之日、三宝院僧正賢俊京より下て、則持明院殿之院宣をそ奉りける、

同五日、厳島を立て、同七日、備後の輦二着給ふ、其夜御夢想之告あり、

同五月廿七日、主上ハ東坂本へ臨幸なる、將軍ハ東寺二陣をとり給ふ、

私ニ云、其後東寺之坂本合戦及数度、雖時之勝負無定、遂ニ將軍打勝給ふ、

主上後醍醐天皇をハ、都江取奉りける間、新田義貞ハ北国江逃下り畢、次年於越前

足羽
金崎被討給ふ云々、
是ハ子息義頼并一宮御自害、

また、文亀三年十一月条に、何の脈絡もなく記された青砥左衛門尉に関する記事は、

『太平記』卷三十五のうちの所謂北野通夜物語からの抜書きである。これも当該部分を引用しておく。

一 報光寺・最勝恩寺二代之相模守ニ仕テ、引付之人数タル青砥左衛門、数十ヶ所之所領ヲ知行シ、財宝倉ニ満チタレトモ、衣裳ニソ、貴ノ直垂・布大口、飯ノ菜ニハ、焼タル塩・干タル魚一ヨリ外ハセス、出仕之時ハ、木サヤ卷ノ刀・キサヤノ太刀、叙爵ノ後ハ、此太刀ニツル袋ヲソ付タケル、加様ニ我身ノ為ニハ、過差ヲセサレトモ、為ニハ公方、千金万玉ヲ惜マス、又飢タル乞害人、疲タル訴訟人ヲ見テハ、分々ニ随ヒ、品々ニ依テ、米錢絹米ノ類ヲ与ヘ又事ハ無之、

朝乗が『太平記』に関心を有していたことは、『妙音院朝乗五師日並』延徳三年八月条に「一、太平記二十九抜書有、略之」とあることから窺える。ただし、桐山正延が書写する際に省略してしまったため、どんな記事を書き抜いたかを知ることにはできない。

なお、室町時代における『太平記』の享受史については、福田秀一「太平記享受史年表 中世」（『日本文学研究資料叢書 戦記文学』〔有精堂出版、一九七四年〕所収、初出は一九六四年）および加美宏『太平記享受史論考』（桜楓社、一九八五年）に詳しい。